

「南信州いいむす 21」認証事業所の取り消し等の取り扱いについて

1 法令等への違反のあった事業所について

(1) 事実関係等の報告

環境に関する法令等への違反の事実が確認された場合

※違反の事実の確認は、マスコミ等による報道による。ただし、風評等によって違反の事実を知ったときは該当しない

(2) 報告期限

報告を求めてから2週間以内

(3) 報告内容

違反の内容と違反解消の方法

(4) 期限内に報告が無かった場合

ア 認証取り消しの可能性がある旨を申し添えて督促

イ 再報告期限は督促を求めてから2週間以内（1か月の猶予）

(5) 認証の取り消しなど

ア 報告に基づき、南信州いいむす21マニュアルに沿って審査し、認証の可否を判断

イ アに基づき認証の一時停止や取消の最終的な判断は広域連合会議で決定

(6) 重大な違反（法令違反で処分を受けた場合）が確認された場合

南信州広域連合事務局は地域ぐるみ環境 ISO 研究会事務局の意見を元に当該事業所の認証を一時停止とすることができる

2 認証期限切れ後の取り扱い

(1) 認証の取り消し

有効期限内に更新審査の申し込みが無い場合は、有効期限が切れとなり認証を取り消す

※失効する3か月前に南信州広域連合から対象事業者宛に通知を発送しているため

(2) 認証期限の延長

更新審査の申し込みがあった時点で、次回認証時まで有効期限を延長するものとする

3 事業活動を停止した事業所（廃業、休業等）

(1) 事業活動の停止の報告

南信州広域連合事務局へ事業活動の停止を報告する

(2) 認証の取り消し

ア 広域連合会議において、当該事業所の認証取り消しを報告する

イ 事業活動の停止の報告がなく、報道等で事業活動の停止を知った場合はアの通りとする

4 今後の取り扱い

当面は登録証交付式等で周知を図り、本年度改訂が予定されている ISO 14001 : 2015 年度版に対応の「南信州いいむす 21」マニュアルに記載する